

## 第6回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月20日(水)午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)

3. 出席委員 16名

4. 欠席委員 2名

### 5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 報告第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

日程第3 議案第47号 現況証明願いについて

日程第4 議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第49号 農地法第5条の規定による許可について

日程第6 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事

### 7. 会議の概要

議長

ただ今から、第6回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は16名であります。

太田 福司 委員、今村 昭仁 委員が所用のため本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、11番 向井 良治 委員、12番 吉田 洋一 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成29年11月28日の第5回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

#### 農業委員会業務報告

##### 1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

###### 1番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆 9, 173㎡

契約年月日 平成27年7月1日

解約年月日 平成29年12月1日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

###### 2番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他5筆 84, 419㎡

契約年月日 平成26年6月1日

解約年月日 平成29年12月1日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

###### 3番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他6筆 244, 720㎡

契約年月日 平成23年4月26日

解約年月日 平成29年12月1日

農業経営基盤強化促進法第18条による貸借

4番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆

60,156㎡のうち17,156㎡

契約年月日 平成29年5月28日

解約年月日 平成29年12月1日

農業経営基盤強化促進法第18条による使用貸借

2. 会議関係について

(1) 11月29～30日(水～木)

平成29年度全国農業委員会会長代表者集会

東京都 会長出席

(2) 12月 1日(金)

第4班現地調査班会議

農地法第5条農地一時転用((地区)・(氏名))

農地利用集積((地区)・(氏名))

農地中間管理利用調整((地区)・(氏名))

(3) 12月5～8日(火～金)

第4回大樹町議会定例会

役場4階議場 会長出席

(4) 12月11日(月)

平成29年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会

芽室町 委員16名参加

(5) 12月18日(月)

農業者と農業委員との意見交換会

福祉センター1階 17名出席

3. その他

(1) 12月12日(火) 大樹町農業委員会委員OB会役員会

(2) 12月13日(水) 平成30年度町予算査定

以上で業務報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。  
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

日程第2、報告第1号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を報告いたします。

本件は、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長から、意見の照会があり、これに意見を求めるものであります。

事務局より報告内容の説明を求めます。

水津局長

報告第1号、大樹町農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について報告致します。

今回、ご報告いたします「大樹町農業振興地域整備計画の変更」は、大樹町から農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興を図るために優良な農地の保全・管理を含めた農地の有効利用を行うことを目的とし、概ね5年を目安に見直すもので、10月に農政委員会に付託され、2回農政委員会で協議し、意見をまとめたものです。

詳細につきましては、農林水産課担当者から説明いただきますので、宜しくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

次に、大樹町農林水産課農政係より詳細説明を求めます。

農林水産課  
瀬尾課長

大樹町役場農林水産課長の瀬尾と申します。今回は、大樹町農業振興地域整備計画の全体変更ということで、農業委員の皆様にはご協力頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは詳細につきまして、担当の農政係長より説明いたします。

農林水産課  
吉田農政係  
長

大樹町役場農林水産課農政係の吉田と申します。大樹町農業振興地域整備計画の内容につきまして、お手元のレジюмеや農業振興地域整備計画書、大樹町全体の図面を利用して説明いたします。

まずレジюмеに沿って説明いたします。農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備に関する法律第8条において、市町村での策定を義務付けられているものがございます。内容としましては、農用地として利用すべき土地の区域、及びその区域内にあるその他の土地の農業上の用途区分を設定するというものです。

農業振興地域の全体見直しの方法についてですが、全体変更の基本的な考え方としまして、「農業振興地域整備計画ガイドライン」には、市町村の整備計画は概ね10年を見通し、当該土地における農業振興の方向を明らかにし、これに即して策定する、としています。地域の概要としまして、①立地条件、②産業経済の動向、③地域の開発構想、④土地の利用状況、⑤農業生産及び農業構造の概況、等を考慮した上で10年先を見通した今後5年間の計画を策定することとしています。基本的な考え方に基づいて、次の方法によって計画変更を進めました。

まず1点目として、土地利用における他の利用計画との整合性ということで、都市計画と森林整備計画との整合性により変更を行っております。都市計画での工業用地や住宅用地等用途が指定されている地域は、農業振興地域として位置付けできませんので、役場の都市計画担当者と確認を行っております。森林整備計画については、大樹町森林組合に確認を行った他、現況が林地となっていて農地としての利用を予定していない山林については、農業振興地域から除外をしております。

2点目ですが、農業者や土地所有者に対して土地の利用意向の確認を行っております。昨年に、農業者の方にはアンケート調査を実施しております。今後の予定を確認しております。また、今年度の広報紙において、計画変更の周知と変更の要望がある場合の申請手続きについてご案内しております。農業者においては、草地の造成、農業施設の建設、農家住宅の建設、森林への整備予定など、確認を行っております。草地の造成につきましては、関連機関もかかわってくることから、そちらにも確認を行っております。土地所有者においては、土地の利用計画について確認を行っております。

3点目としまして、現況利用状況と現在の農業振興地域整備計画を付け合わせて、不具合がないか、確認しております。航空写真や現地を確認し、現在の計画と比較して修正が必要なところを修正しております。

以上3点を考慮した上での主な変更箇所としまして、次の2点を挙げております。1点目としまして、今まで農業以外の目的として設定していた土地を農用地として編入しております。内容につきましては、大樹町が法定外公共物として管理していた旧河川敷地の払い下げを受けて農地として取得している土地や今後の草地造成を計画している土地となります。

2点目としまして、ガイドラインに定められてあります、農業上の利用に供する目的で農用地区域に含まれている山林原野については、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しがないものは、農用地区域から除外することとなっております。農地として利用する見込みのない土地については、今回の見直しで除外させていただいております。宅地に関しましても、既に農業者住宅が建っているにも

関わらず、農用地から除外されていなかった土地がありましたので、住宅敷地分の除外を行っております。その他としまして、農業以外の事業を目的とした土地に関しても同じく除外しております。

以上の作業の結果、見直し前の農業振興地域は28,203haでしたが、見直し後は27,558haとなり、645ha減少することとなります。理由としましては、農業振興地域整備計画自体は昭和47年に策定されておまして、当時は地籍調査が入っていなかったこともありまして、土地の面積やどこまで含めるのかについてあいまいだった部分がありました。策定当時の昭和47年の面積を基に今まで見直しを行っていた結果、面積が大きく減少したものと判断しております。

農業振興地域内の農用地指定地域ですが、農地については変更前14,831haであったものが、変更後14,409haとなりまして、422haの減となります。また、山林や原野等の地目で今後農地としての活用見込みのある個所が変更前735.6haであったものが、変更後341.9haとなりまして、393.7haの減となります。農用地指定地域の合計として、815.7haの減となります。除外地につきましては、変更前12,149.4haであったものが、変更後12,320.1haとなりまして、170.7haの増となります。農業施設用地指定地域については、個々の増減はありましたが、合計いたしますと増減が無く、487haのままとなります。

次に、農業振興地域整備計画書について触れさせていただきます。今回の計画書は前回見直しの平成24年度の時に作成したものと大きな変更はなく、数字が変更になる部分などを修正しております。農用地や農業用施設用地の面積については、先程説明いたしましたものと同じ内容となっております。農業用施設用地についての農用地区域の設定方針としまして、2ha以上の農業用施設用地についてはこちらに設定していることが必要となり、今回は1件ございましたので、設定しております。また、現況山林、原野等についての農用地区域設定方針としまして、現況が山林、原野等を今後農地として利用する見込みがある土地についての設定ですが、山林、原野合計して7.3haが農用地として利用見込みがあるため、設定しております。

農業近代化施設整備計画としまして、ふん尿処理施設の要望について各生産者より伺っております、3か所追加しております。他にも要望はありますが、農業振興地域整備計画での用地処理を行った部分のみとしております。今後は、要望があった時に随時追加されていくこととなります。次に、農業就業者育成・確保施設整備計画としまして、農業体験施設と就業支援施設が要望がありませんので、該当なしとしておりますが、農家住宅については2件要望がございまして、計画に追加しております。こちら

についても、農家住宅の建設要望があった時に随時追加されていくこととなります。

簡単ではございますが、整備計画についての説明は以上となります。

最後に、今後のスケジュールですが、町内の農業委員会様、農協様、森林組合様との協議が終わった後、北海道との事前協議を開始します。事前協議は1月下旬には終了見込みとしておりまして、2月上旬から広く意見を求めるため1ヶ月の公告縦覧を予定しております。3月上旬に公告縦覧が終わりましたら、北海道と本協議を行いまして、認められれば計画の見直しは完了となります。この計画以外にも随時案件が発生する可能性もありますので、3月中には終了したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、10月の委員協議会で、農政委員会に付託されました農業振興地域整備計画の変更の件をについて、農政委員会より審議内容の報告を求めます。

農政委員会委員長 片岡 文洋 委員から報告願います。

3番  
片岡委員

大樹町農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出につきまして、11月14日、12月18日の両日に渡りまして農政委員会を実施し、農業振興地域整備計画の内容について慎重に審議を行いました。

内容につきましては、先程、農林水産課農政係より説明があったとおりです。

農政委員会では、農業振興地域整備計画が経済情勢の変動や推移により大幅な見直しが必要であり、様々な産業からなる土地利用の動向や地域産業の将来を見通し、営農継続を遵守した整備計画となっている、と農政委員会では判断いたし、意見を整理いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

農政委員会の審議報告の内容を受け、事務局より意見書の提出内容を報告いたします。

水津局長

報告第1号、1番の意見を朗読し、報告といたします。

大樹町農業振興地域整備計画の変更（案）は、基礎調査及び経済事情の変動その他の情勢の推移から大幅な見直しが生じたことにより整備するも

ので、土地利用の動向及び地域産業の将来の見通しが考慮されているほか、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意され、営農継続を遵守した整備計画になっており、農業の健全な発展に寄与するものであり適当と認める。

以上、意見として提出いたします。報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。  
報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより報告第1号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について、原案のとおり意見書を提出することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決定されました。  
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。  
日程第3、議案第47号、現況証明願いについての件を議題といたします。  
提案説明を求めます。

水津局長 議案第47号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。  
今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。  
申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案いたしますので、ご審議方よろしく  
お願い致します。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、1番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主事

議案第47号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 17,156㎡

現地調査 平成29年11月22日 第3班 金丸班長

会議 12月8日

こちらの案件は、所有者から農地・採草放牧地以外に変更登記したい旨の相談がありましたが、雪が降る前での申請が難しかったため、雪が降る前の11月22日に現地確認を行い、申請を受け付けた後の12月8日に会議を行いました。

申請地である現在畑として使っていない農地を、本現況証明で登記簿地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について、調査班より、報告を求めます。

第3班班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

報告いたします。

金丸委員

内容につきましては、事務局は説明したとおりです。

申請地は、現在畑として利用されておらず、今後も畑としての利用考えられないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案第47号、現況証明願いについての許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第48号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第48号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は3件であります。内容は、売買による所有権移転が1件、賃貸借による貸借が1件、使用貸借による貸借が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第48号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 23, 215 m<sup>2</sup>

理由 譲渡人 譲渡人の希望による譲渡

譲受人 同上理由による買受

譲受人の経営地の状況

自作地

所有地 530,722 m<sup>2</sup>

使用収益権を有する土地 131,501 m<sup>2</sup>

経営地合計 662,223 m<sup>2</sup>

労働力 3名

譲受人の家畜の状況 乳牛97頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 無

作付（予定）作物 一部連作

売買 3,250,000円 10a当り140,000円

地区担当委員 今村 昭仁 委員

地区担当委員代理 金曾 浩文 委員

これらの案件は、売買による所有権移転の案件となります。

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番)以下17筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計247,910 m<sup>2</sup>

理由 貸主 農地所有適格法人設立に伴う貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営地の状況

自作地

使用収益権を有する土地 247,910 m<sup>2</sup>

経営地合計 247,910 m<sup>2</sup>

労働力 5名

譲受人の家畜の状況 乳牛162頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 無

作付（予定）作物 一部連作

使用貸借 10年間 無償

地区担当委員 金曾 浩文 委員

こちらの案件は、新規農地所有適格法人の設立に伴う農地の使用貸借案件となります、前回の農地委員会で、一戸法人の場合は農地委員会での審査を省略することと決定しておりますので、書類審査で農地所有適格法人の要件を満たしているか確認しております。

番号 3 番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下 3 筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 44,299 m<sup>2</sup>

理由 貸主 借主の希望による貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営地の状況

自作地

自作地 442,900.06 m<sup>2</sup>

使用収益権を有する土地 44,299.00 m<sup>2</sup>

経営地合計 487,199.06 m<sup>2</sup>

労働力 4名

譲受人の家畜の状況 乳牛 111頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 減農薬

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 無

作付(予定)作物 連作

賃貸借 10年間 265,700円 10a当り6,000円

地区担当委員 宮本 明夫 委員

こちらの案件は、(貸主)の経営移譲に伴う賃貸借案件となります、当該農地を(借主)に貸したいとの申し出がありましたので3条の相対で行っております。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、地区担当委員より、調査報告を求めます。

番号1番から2番について、金曾 浩文 委員報告願います。

16番

議案第48号、番号1番について報告いたします。

金曾委員

譲受人は意欲的に営農しており、農業機械、労働力、技術的な面からも農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

また、申請地は従前から譲受人に賃貸されていた農地であり、周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく願います。

続きまして、番号2番について報告いたします。

(貸主)が一戸法人を立ち上げたことによる(貸主)から設立法人への使用貸借案件になります。

設立法人は農地所有適格法人の要件を満たす見込みであり、農業機械、労働力、技術的な面からも農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

また、申請地は従前から(貸主)が営農していた農地であり、周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

次に、番号3番について、宮本 明夫 委員報告願います。

8番

(貸主)の経営移譲に伴う賃貸借案件になります。

宮本委員

借主は意欲的に営農しており農業機械、労働力、技術的な面からも農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

また、借主が賃貸借することによる隣接農地の分断等も無いため、周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第48号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第49号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第49号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。内容は、砂利採取としての一時転用が1件です。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案いたしますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第49号、農地法第5条の規定による許可について、説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 39,343㎡のうち15,678㎡

申請年月日 平成29年11月27日

目的 砂利採取のための一時転用

時期及び利用権設定等の種類

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 使用貸借

計画内容

掘削面積 12, 215 m<sup>2</sup>  
保安区域 3, 463 m<sup>2</sup>  
合計 15, 678 m<sup>2</sup>  
砂利採取量 35, 151 m<sup>3</sup>

現地調査 平成29年12月1日 第4班 穀内 班長

転用基準ですが、農業振興地域整備計画において農用地となっておりますが、申請期間が1年以内の一時転用であるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと思われま

す。許可理由は農地法施行令第11条第1項第1号の規定による転用となります。

砂利採取の案件では隣接する地権者に同意書をいただくこととしておりますが、本申請地は内地番での転用になり当事者以外の隣接者がいないことから同意書はいただいております。

また、チェックリスト・申請図面や位置図を次ページ以降に添付しておりますので、ご参照願います。

なお、農業施設以外への転用案件でありますので、面積に関わらず北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件になります。

また、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と確認し農地として復元されているか確認いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に調査班より、調査報告を求めます。

番号1番について、第4班 班長 穀内 和夫 委員報告願います。

13番

議案第49号、1番の件について報告いたします。

穀内委員

(地区)の(貸主)から(借主)へ砂利採取による一時転用の案件となります。

12月1日に(貸主)、(借主)と現地調査を行っております。

本案件は砂利採取のために農地を一時転用するものです。

現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、この他の農地周囲への被害も考えられず、周辺への影響はないものと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第49号、番号1番の農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当として北海道農業会議に意見書を聴取すること、並びに農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は10件でございます。内容は、農地等売買支援事業による公社からの賃貸借が1件、新規の賃貸借が3件、更新の賃貸借が6件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から10番の内容について、事務局より説明を求めます

笹田係長

議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明いたします。

番号1番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下5筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 73,148 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成29年12月21日 終期 平成34年10月30日

期間 4年11ヶ月

金額 年額 143,600円 毎年12月10日までに指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

農地等売買支援事業を活用して、農地の所有権を公社に移転した後に、買受予定者である(利用権の設定を受ける者)に約5年間賃貸する案件です。

番号2番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 9,173 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成37年7月31日

期間 7年7ヶ月

金額 10a当り 3,000円 毎年12月20日までに指定口座に振込

新規

地区担当委員 吉田 義明 委員

(利用権の設定を受ける者の父)に賃貸借されていた農地ですが、(利用権の設定を受ける者の父)の息子の(利用権の設定を受ける者)が法人を立ち上げましたので、その法人に新たに賃貸借する案件になります。期間や賃料は(利用権の設定を受ける者の父)との内容をそのまま引き継ぐ形となっております。

番号3番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下5筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 114,970 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成39年12月31日

期間 10年

金額 年額570,000円 毎年12月20日までに指定口座に振込  
新規

地区担当委員 宮本 明夫 委員

(利用権の設定をする者)が経営移譲のために(利用権の設定を受ける者)に新たに賃貸借する案件です。賃料計算の関係で従前から(利用権の設定を受ける者の父)に貸し付けていた農地を合意解約して、その農地をまとめる形の内容となっております。借受者を(利用権の設定を受ける者の父)から息子の(利用権の設定を受ける者)に変更したのは、(利用権の設定をする者)の経営移譲年金の裁定請求のため、若い方への経営移譲が望ましいという観点からです。

番号4番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番)以下5筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計70,332㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成34年12月31日

期間 5年

金額 年額132,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込  
新規

あっせん 第4班 穀内 班長

地目の一部に農業用施設用地に転用した部分がありますが、(利用権の設定を受ける者)が農地として使える部分は利用したいとの申し出により、現況畑として扱っております。

(利用権の設定をする者)から賃貸あっせんの申出があったもので、12月1日に第4班 穀内班長のもと利用調整会議を開催しております。

番号5番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 49,284㎡のうち44,000㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成39年12月31日

期間 10年

金額 10a当り6,300円 毎年12月15日までに指定口座に振込更新

価格変更 第3班 金丸 班長

更新の案件ですが、貸主の(利用権の設定をする者)より賃料の値上げの申出があったことから、11月22日に第3班 金丸 班長のもと利用調整会議を開催しております。

番号6番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計70,511㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成32年12月31日

期間 3年

金額 10a当り5,400円 毎年12月20日までに指定口座に振込更新

番号7番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下8筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計31,164㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成34年12月31日

期間 5年

金額 10a当り5,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

番号8番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 49,303㎡のうち46,000㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成34年12月31日

期間 5年

金額 10a当り6,300円 毎年12月20日までに指定口座に振込更新

番号9番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 49,332㎡のうち47,000㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成34年12月31日

期間 5年

金額 10a当り6,300円 毎年12月20日までに指定口座に振込更新

番号10番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下8筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 71,460 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年1月1日 終期 平成34年12月31日

期間 5年

金額 10a当り6,300円 毎年11月30日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

1番の件は、農地売買支援事業の買い受けのため地域調整報告を省略します。

次に、2番から4番の件について、地区担当より報告を求めます。

番号2番について、吉田 義明 委員報告願います。

9番

2番について報告いたします。

吉田（義）  
委員

この案件は新規の案件で、前借受者の（利用権の設定を受ける者の父）の息子が一戸法人を立ち上げたことにより（利用権の設定を受ける者の父）から設立法人への借受者の変更を行うものです。

借主は意欲的に営農されており、地区における利用調整に問題がないことを確認済みです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、番号3番について、宮本 明夫 委員報告願います。

8番

3番について報告いたします。

宮本委員

この案件は新規の案件で、（利用権の設定をする者）が経営移譲するために、農用地利用集積の申出があったものです。地域調整の結果、隣接地

を既に借り受けていた（利用権の設定を受ける者）に貸し付けることで決定しました。

なお（利用権の設定をする者）の農業者年金の受給の関係もあり、周辺の既借受農地を含めて借受者を（利用権の設定を受ける者の父）から息子の（利用権の設定を受ける者）に変更するものです。

賃料については、周辺農地に比べやや痩せているため、10a当り5,500円で設定し、年金の関係で農地として使用できない部分も貸し付ける必要があることから年額570,000円となっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、番号4番について、第4班 班長 穀内 和夫 委員報告願います。

13番  
穀内委員

4番について説明いたします。

この案件は新規の案件で、（利用権の設定をする者）から農用地利用集積の申出があったものです。

12月1日に賃貸あっせん会議を開催しました。会議の結果、（地区）及び隣接の農業者からは借受希望が無かったため、地区を拡大し希望を募ったところ、（利用権の設定を受ける者）が借り受けすることで決定いたしました。

賃料については、現状農地としては荒れており、牧柵等の設置物の撤去や一部砂利を敷いて道路化しているなど、農地の復元を考えると、年額132,000円、10a当り2,000円、と班では決定しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

番号5番から10番の件については、集積計画の更新のため地域調整報告を省略しますが、番号5番について、班会議を実施しておりますので、番号5番について、第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番  
金丸委員

この案件は賃貸借更新の案件ですが、貸主から賃料の値上げの提案がありました。班会議を開催した結果、申請地の隣接地は10a当り6,300円の賃貸実例があったことと、貸主、借主双方が納得していることも踏まえて、賃料を10a当り6,300に上げるのはやむを得ないと、班では判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

7番  
原口委員 3番の案件について、新規案件とのところですが、前回利用者との間では何年間賃貸借されていたのか教えてください。

議長 事務局、説明をお願いします。

笹田係長 前は平成26年6月1日から集積によるものとなっており、約3年利用しておりました。

議長 暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。  
他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第50号、番号1番から10番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。

水津局長 次回の総会につきましては、1月30日 火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 以上をもって、第6回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年12月20日

会 長 鈴木正真

委員(11番) 向井良治

委員(12番) 吉田洋一